

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月4日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第48号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術の利用)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定非営利活動法人は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並</p>	<p>(情報通信の技術の利用)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 条例第23条第2項の規則で定める事項については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きを電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定非営利活動法人は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並</p>

びに第54条第2項及び第3項の規定に基づく書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならないこと。

(4) 略

びに第54条第2項及び第3項の規定に基づく書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないこと。

(4) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。